

◆原発事故による母子避難者等を対象とした無料措置のご利用例

(平成25年4月26日無料措置開始)

(凡例)	証明書に記載のインターチェンジ
	証明書の記載と異なるインターチェンジ

(凡例)	無料
	有料

(凡例)	流入
	流出

① 証明書に記載のインターチェンジが『福島西IC↔宇都宮IC』の場合

証明書に記載のインターチェンジと異なるインターチェンジをご利用された場合は、ご利用の全区間分が有料になります。



※証明書に記載されたとおりの走行のため、無料措置の対象になります。



※入口・出口ともに証明書の記載と異なるICのため、二本松IC⇒那須IC間の全区間が有料になります。



※宇都宮ICまで行かず、手前の那須ICで流出したため、福島西IC⇒那須IC間の全区間が有料になります。



※福島西ICで流入せず、二本松ICで流入したため、二本松IC⇒宇都宮IC間の全区間が有料になります。



※宇都宮ICを通り過ぎて、佐野藤岡ICで流出したため、福島西IC⇒佐野藤岡IC間の全区間が有料になります。



※入口・出口ともに証明書の記載と異なるICのため、二本松IC⇒佐野藤岡IC間の全区間が有料になります。

② 証明書に記載のインターチェンジが『福島西IC↔甲府昭和IC』の場合

首都高速道路や東京外環道、中央道(八王子～高井戸)など無料措置の対象外の道路を経由される場合は、ご利用の全区間分が有料になります。



※証明書に記載されたとおりの走行のため、無料措置の対象になります。

※福島西ICの通行券を甲府昭和ICでお出しいただければ、無料措置の対象になります。



※首都高速道路および中央道(八王子～高井戸)を経由したため、福島西IC⇒甲府昭和IC間の全区間が有料になります。

※福島西ICの通行券を浦和本線料金所でお出しいただいた場合、証明書の記載内容と異なるため全区間が有料になります。

◆原発事故による母子避難者等を対象とした無料措置のご利用例

(平成25年4月26日無料措置開始)

(凡例)	証明書に記載のインターチェンジ
	証明書の記載と異なるインターチェンジ

(凡例)	無料
	有料

(凡例)	流入
	流出

③ 証明書に記載のインターチェンジが『郡山南IC ⇄ 浦和本線料金所』の場合



※浦和本線料金所で扱う郡山南IC⇒川口JCTは無料措置の対象になります。

※首都高速道路および東名高速道路は有料になります。

④ 証明書に記載のインターチェンジが『いわき中央IC ⇄ 三郷IC』の場合



※三郷本線料金所で扱ういわき中央IC⇒三郷ICは無料措置の対象になります。

※東京外環道は有料になります。

⑤ 証明書に記載のインターチェンジが『西川本線料金所 ⇄ 福島飯坂IC』の場合



※西川本線料金所で扱う西川本線料金所⇒福島飯坂ICは無料措置の対象になります。

※日本海東北道・山形道は有料になります。

◆原発事故による母子避難者等を対象とした無料措置のご利用例

(平成25年4月26日無料措置開始)

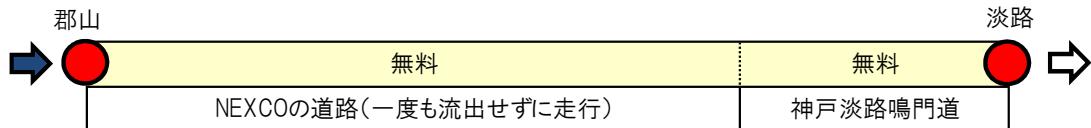
(凡例)	証明書に記載のインターチェンジ
	証明書の記載と異なるインターチェンジ

(凡例)	無料
	有料

(凡例)	流入
	流出

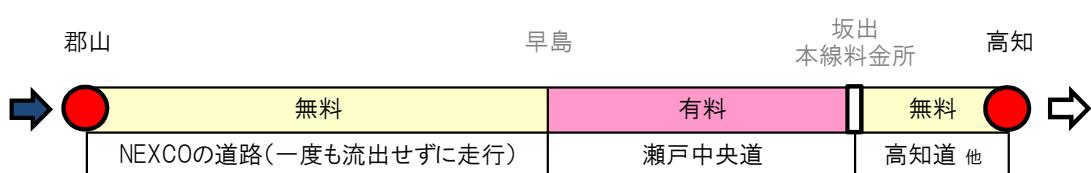
⑥ 証明書に記載のインターチェンジが『郡山IC⇒淡路IC』の場合

避難先ICが本四高速内のICの場合は、往路・復路で本四高速分の取扱いが異なるのでご注意ください。



⑦ 証明書に記載のインターチェンジが『郡山IC⇒高知IC』の場合

避難先ICが四国の各ICの場合は、往路・復路ともに本四高速分は有料になります。



※本四高速分は、有料になります。